

平成26年7月25日

障害福祉サービス事業者等の皆様へ

愛知県健康福祉部障害福祉課

定員超過利用減算の取扱いの徹底について（通知）

このことについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の1（7）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日付け障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の1（5）（以下、「国通知」という。）により取扱いが規定されているところですが、今年度、本県で実施された会計検査院の会計実地検査において、定員超過利用減算を行うべきところ、減算を行わずに過大に自立支援給付費を算定している事例が見受けられました。

つきましては、定員超過利用減算の取扱いについて、別添の国通知（一部抜粋）を参照するとともに、下記のことについては特に留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 やむを得ず定員超過利用を行った場合は、1日当たり又は過去3月間の利用実績が定員超過利用減算の対象となるかを確認し、対象となる場合は必ず減算を行うこと。
（別添「定員超過利用減算確認表」を活用するなどし確認すること。）
また、市町村等から「定員超過利用減算確認表」の提出を求められた場合は、作成のうえ速やかに提出すること。
- 2 定員超過利用減算の対象であるにも関わらず、減算を行わず自立支援給付費を算定していたことが判明した場合は、速やかに過誤調整等の手続きを市町村と行うこと。
- 3 指定障害福祉サービス事業所等は、過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めること。
- 4 減算の対象とならない定員超過利用を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮するとともに、定員超過利用が常態化している場合は、定員変更（増）の手続き等を行うこと。
- 5 2について、必要な措置が講じられていない場合は、不正請求となる場合があるので十分留意すること。

担当 事業所・地域生活支援グループ

電話 052-954-6317（ダイヤルイン）